

船橋市特別養護老人ホーム条例施行規則

○船橋市特別養護老人ホーム条例施行規則

平成17年3月31日
規則第32号

船橋市特別養護老人ホーム条例施行規則

船橋市特別養護老人ホーム条例施行規則（平成14年船橋市規則第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市特別養護老人ホーム条例（平成17年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請書等）

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、船橋市特別養護老人ホーム朋松苑指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 業務計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) その他管理運営に関する計画

3 条例第6条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の資金収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の資金収支決算書及びこれに付属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに付属する事業活動収支内訳表、貸借対照表並びに財産目録
- (3) その他市長が必要があると認める書類

（指定の通知）

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市特別養護老人ホーム朋松苑指定管理者指定通知書（第2号様式）により、指定された者に通知するものとする。

（平28規則11・一部改正）

（利用の手続）

第4条 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑（以下「朋松苑」という。）を利用しようとする者は、船橋市特別養護老人ホーム朋松苑利用許可申請書（第3号様式）に市長が必要があると認める書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を船橋市特別養護老人ホーム朋松苑利用可否決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知する。

3 前項の規定による利用を許可する旨の決定の通知を受けた者は、速やかに誓約書（第5号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（平28規則11・一部改正）

（利用の制限）

第5条 条例第10条第4号の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 他の利用者に傷害をもたらす危険行為を繰り返し行うおそれがある者
- (2) 口論、中傷、泥酔等他の利用者に著しく迷惑となるような行為を繰り返し行うおそれがある者

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成28年3月30日規則第11号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

船橋市特別養護老人ホーム条例施行規則

第1号様式

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑指定管理者指定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

主たる事務所の所在地

社会福祉法人名

代表者氏名 ㊟

船橋市特別養護老人ホーム条例第6条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設
- 2 指定を受けようとする期間

船橋市特別養護老人ホーム条例施行規則

第2号様式

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑指定管理者指定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けの船橋市特別養護老人ホーム朋松苑の指定管理者の指定の申請については、下記のとおり船橋市特別養護老人ホーム条例第7条の規定により指定したので通知します。

記

1 指定する施設

2 指定期間

船橋市特別養護老人ホーム条例施行規則

第3号様式

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 あて

住所
氏名
生年月日
電話番号

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑を利用したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

利用区分	1 条例第3条第1号に掲げる業務	
	2 条例第3条第2号に掲げる業務	利用開始日

身元引受人	氏名		続柄	
	住所			
	電話番号			

第4号様式

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑利用可否決定通知書

年 月 日

様

指定管理者 ㊟

年 月 日付けで申請のあった船橋市特別養護老人ホーム朋松苑の利用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 許可する。
 - (1) 条例第3条第1号に掲げる業務
利用開始日
 - (2) 条例第3条第2号に掲げる業務
利用開始日
- 2 許可しない。
理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

船橋市特別養護老人ホーム条例施行規則

第5号様式

誓約書

年 月 日

指定管理者 あて

利用者	住所	
	氏名	㊞
連帯保証人	住所	
	氏名	㊞

船橋市特別養護老人ホーム朋松苑の利用に関し、船橋市特別養護老人ホーム条例及び船橋市特別養護老人ホーム条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を固く守ることを誓約します。

連帯保証人は、利用者と連帯して利用料その他の船橋市特別養護老人ホーム朋松苑の利用に係る債務を負担します。

第1号様式

第2号様式

第3号様式

(平28規則11・旧第4号様式繰上)

第4号様式

(平28規則11・旧第5号様式繰上・一部改正)

第5号様式

(平28規則11・旧第6号様式繰上)